

平成20年度
第4回兵庫県都市計画審議会

平成21年3月30日
パレス神戸2F大会議室

開 会 午後2時

議長 それでは、平成20年度第4回兵庫県都市計画審議会の開催に先立ち、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。座ったままでお許してください。

本日は、平成20年度第4回兵庫県都市計画審議会を開催いたしましたところ、委員並びに幹事の皆様には、お忙しい中にもかかわらずご出席いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、平成19年6月の本審議会で答申しました「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等の見直しに関する基本的な考え方について」を踏まえて、見直しの手続を進めている旨、昨年11月の第2回審議会で県からご報告をいただいております。

本日は、神戸都市計画区域と阪神間都市計画区域について、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」議案をはじめとする12議案について審議する予定であります。

これらは、人口減少社会の到来や環境意識の高まりなど、都市を取り巻く社会経済情勢等を踏まえ、適切に対処していくための、今後の都市計画の方向性を示す重要な内容ばかりでございます。

議案が多くございますので、早速、お手元の議案書に基づき、議事を進めてまいりたいと存じます。どうか十分にご審議を賜りますようお願いいたします。ごあいさつにかえさせていただきます。

それでは、議案書の議案目録によりまして、本日付議されております各案件につきまして、ご審議を賜りたいと存じます。

ただ、本日の議案の進め方でございますが、議案の説明につきましては、関連するものは一括して説明を受けたいと思います。そこで、まず1番目は、第1号議案及び第2号議案を一つとしてご説明いただき、2番目には、第3号議案、第4号議案、第5号議案をひとまとめとしてご説明をいただき、3番目は第6号議案、そして4番目に第7号議案から第9号議案まで、そして5番目に第10号議案から第12号議案までという順序で説明をお受けしたいと思います。よろしく申し上げます。

なお、審議中のご発言なされる場合は、議事録作成上、皆様の前に置いてあります名札の番号をおっしゃってからご発言いただくようお願い申し上げます。

それではまず、第1号議案「神戸国際港都建設計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」及び第2号議案「神戸国際港都建設計画区域区分の変更」について、一括して事務局の説明をお願いいたします。

事務局 第1号議案「神戸国際港都建設計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」と第2号議案「神戸国際港都建設計画区域区分の変更」について、続けて説明させていただきます。

第1号議案「神戸国際港都建設計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」についてご説明します。議案書は3ページです。

前面スクリーンをご覧ください。都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、以降「都市マス」と呼ばせてい

たたくますが、始めに都市マス等の見直しに関するこれまでの経緯をご説明します。

見直しに係る基本的な方針としまして、平成18年から19年度にかけて、「都市計画区域マスタープラン等の見直し基本方針」の策定を行いました。

次に、1つの都市計画区域を超える広域的な課題や都市づくりの目標を定めた「広域都市計画基本方針」を平成20年5月に策定しました。広域都市計画基本方針は、昨年7月の第1回都市計画審議会でご報告したところです。

この見直し基本方針及び広域都市計画基本方針を踏まえ、各都市マス等を見直すもので、まずは神戸と阪神間の2つの都市マス等の見直しを進めてきました。

神戸、阪神間については、都市マスの素案、線引き見直し等を昨年10月7日から27日までの間、パブリックコメントを実施しました。また、昨年11月13日と14日には説明会と公聴会を開催し、その後、今年の1月29日から2月12日まで都市計画案の縦覧を行いました。

それでは、神戸都市計画区域マスタープランについてご説明します。議案書別冊()も併せてご覧ください。

都市マスの構成については、ご覧の「第1章 基本的事項」から「第5章 主要な都市計画の整備目標」までの項目となっています。この構成は、第6号議案「阪神間都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」も同じです。

議案書別冊()の1ページをお開きください。まず、「第1章 基本的事項」としまして、都市マスの意義のほか、神戸の場合ですと、神戸地域ビジョンの下、都市計画の分野に関する基本的な方向を示すものであることなどを記載しています。なお、目標年次は平成27年としています。

次に、2ページには「第2章 都市計画の目標」としまして、都市づくりの基本理念、目標、方向性について記載しています。都市計画の基本理念としては、個々人の生活の安全・安心や地域の愛着を育むまちづくりを目指し、関係主体間の相互理解、信頼、協働の下に都市づくりを行う旨記載しています。

都市づくりの目標には、生活の質の向上、にぎわいと活力、安全・安心、広域的な交流と連携の都市づくりを掲げています。生活の質の向上として、既存ストックの活用、都市機能の集積、適正配置により、だれもが暮らしやすい都市づくりやバリアフリー化の推進など、ユニバーサル社会の構築、さらに人と自然が共生した持続可能な環境適合型社会の実現を目指すことを示すほか、震災の教訓を生かした災害に強い都市づくり、まちの個性や歴史文化を生かした都市づくりを目指すこととしています。これら基本理念と都市づくりの目標は、兵庫県下共通のものとして、第6号議案の阪神間にも記載しています。

3ページには、都市づくりの方向性を記載しています。神戸都市計画区域では、21世紀を先導する国際都市として、「美しいまち神戸」を目指し、コンパクトでアメニティ豊かな都市づくりを進めることとしています。

続いて、6ページの「第3章 区域区分の有無及び方針」では、区域区分を定める必要性を示しています。区域区分とは、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街地形成を図るため、市街化区域と市街化調整区域に区分する

ことで、いわゆる「線引き」と言われるものです。以降、市街化調整区域を「調整区域」と言わせていただきます。スクリーンには、その線引きのイメージをお示ししています。神戸都市計画区域は、近畿圏整備法に基づく既成都市区域及び近郊整備区域になっていますので、線引きを行うことが都市計画法で定められています。

次に、「第4章 都市計画に関する方針」をご説明します。第4章は、「1土地利用に関する方針」から「7景観形成に関する方針」まで、ご覧の7つの分野からできています。

まず、「1土地利用に関する方針」です。議案書別冊()では7ページです。既成市街地の機能集積とコンパクトな都市形成を図るという基本方針の下、住宅地については、これまでに整備された既存住宅地の再整備の推進、商業・業務地については、三宮駅周辺等の機能強化などを記載しています。

10ページ中ほど、「2自然的環境に関する方針」では、緑の保全と育成を基本とし、自然と調和し、快適で魅力あふれた農村環境の実現による緑地保全、六甲山系の樹林地の保全・育成、そして防災や景観などの諸機能も含めた自然と共生する循環型社会の形成を進めることとしています。

11ページには「3都市交通に関する方針」として、総合交通体系の確立やユニバーサル社会に対応した交通ネットワーク・交通環境の確立を図ることとしています。また、道路、鉄道など、主要な施設の配置・整備の方針を記載しています。

13ページには「4都市環境に関する方針」として、屋上、壁面緑化なども含めた緑のネットワークの形成を図るほか、多自然川づくりや下水道整備を推進することや、神戸らしい都市景観の形成と快適な都市環境の創造により、「美しいまち」の実現を目指すことを記載しています。

次に、14ページ中ほどから少し下側に「5市街地整備に関する方針」として、都市機能の集積を図るとともに、密集市街地の改善、中心市街地の活性化、大規模遊休地の適正利用誘導などを計画的に進めることを記載しています。

また、より具体的な方針としまして、別途、都市再開発の方針、住宅市街地の開発整備の方針、防災街区整備方針というものがございます。これらについても、今回の都市マスと併せて見直しましては策定することとしています。

続いて、15ページ中ほど少し下側です。「6都市防災に関する方針」として、都市機能の代替性確保と都市施設の適正配置等により、災害に強い都市づくりを進めるべく、防災拠点の配置や密集市街地の耐震化、土砂災害防止や浸水対策に向けた取組を進めていくことを記載しています。

最後に、16ページ下ほどに「7景観形成に関する方針」を記載しています。これは、今回のマスタープランから新たに追加した項目でございます。神戸都市マスでは、神戸らしい景観であるまちなみの保全・形成、夜間景観の形成、また、海、坂、山という変化に富んだ眺望景観や風格ある建築物などの保全等を進めることを記載しています。

18ページ以降は、第5章として「主要な都市施設等の整備目標」を記載しています。これは、ただ今ご説明した第4章の各方針を踏まえ、整備や計画の具体化を予定しているものについて記載しています。

土地利用に関する整備目標では、調整区域の中にあつて、既に計画的なまちづくりに向けて準備を進めている区域として特定保留区域に設定する須磨区車地区、垂水区多聞町小束山、西区櫛谷町松本・平野町慶明、西区伊川谷町潤和の各地区を記載しています。これらの4地区については、計画的なまちづくりの見通しが確実にとなった段階で、農林漁業等との調整を図った上で市街化区域に編入することとしており、都市マスの最後につけています参考図に整備予定区域として記載しています。

道路や公園等については、整備や計画の具体的な都市施設等の名前や場所などを記載し、関係機関等との調整を図りながら実施していくこととしています。

以上で第1号議案「神戸国際港都建設計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」についての説明を終わります。

続いて、第2号議案「神戸国際港都建設計画区域区分の変更」、いわゆる線引きの変更についてご説明します。議案書は5ページです。

まず、前面スクリーンをご覧ください。区域区分については、昭和45年の当初決定以降、概ね5年ごとに計5回の見直しを行ってきました。今回は、その第6回目の見直しとなっています。

線引きの見直しは、調整区域を市街化区域に変更するものと、市街化区域を調整区域に変更する、いわゆる逆線引きの大きく2つのパターンがありまして、お手元の議案位置図3ページの一覧表の区域を見直すこととしています。

次に、見直しの理由、考え方についてご説明します。

市街化区域、市街化調整区域の線引きのイメージについては第1号議案でご説明しましたが、まず、これまで調整区域であった場所が既に市街地を形成している場合や、計画的な市街地整備が確実に行われる場合については、市街化区域に変更します。また、その逆に、これまで市街化区域であった場所が市街化が見込めない場合や、当面、無秩序な市街化を抑制しつつ計画的な市街地整備のための措置を検討するような区域については、調整区域とします。また、現地の地形や土地利用状況と計画との不整合を調整する境界調整を行うものもございませう。これらの考え方は、第7号議案「阪神間都市計画区域区分の変更」も同じです。

今回、神戸都市計画区域については、調整区域から市街化区域への変更が2カ所、計15.8ha、市街化区域から調整区域への逆線引きが19カ所で61.3ha、その他境界調整によるものが28カ所で、これら計49カ所を差し引きしますと、神戸都市計画区域内で市街化区域が約45ha減少することになります。

では、その変更箇所49カ所についてご説明いたします。お手元の議案位置図3ページ一覧表と、右肩に（位置図）別冊（ ）と書かれているものの1ページからの切り図、若しくは前面スクリーンの見やすいほうをご覧ください

ださい。

まず、(1)北区山田町原野地区です。開発行為により都市基盤が整備され、住宅地としての土地利用が進められているため、調整区域から市街化区域に変更します。

次に、(2)北区山田町下谷上地区です。土地区画整理事業による計画的なまちづくりの実施が明らかになったため、調整区域から市街化区域に変更します。

(3)東灘区森北町7丁目は、六甲山系グリーンベルト整備事業による用地買収区域と合わせて、市街化区域を調整区域に変更することとしています。(4)東灘区本山北町6丁目から(15)須磨区妙法寺までの地区も同様ですので、説明を省略させていただきます。

次に、都市的土地利用の見込みのない土地において、周辺土地利用との整合を図るため調整区域に変更する地区は、(16)北区山田町上谷上と(17)西区押部谷町押部です。

また、計画的なまちづくりを進めるためには時間を要するため、用途地域の指定を残したまま調整区域に変更する地区として、(18)北区山田町上谷上、(19)山田町下谷上、(20)山田町原野、(21)山田町藍那、以上4地区を調整区域に変更します。

(22)、(23)西区櫛谷町福谷は、西神第2新住宅市街地開発事業の事業区域の変更に伴い、境界調整を行う地区です。(24)西区櫛谷町池谷から(49)西区伊川谷町井吹までの地区も同様ですので、説明を省略させていただきます。

以上が今回の変更箇所です。

本都市計画案に関連しまして、参考資料3の1ページにお示ししますように、神戸市決定の案件があります。これらにつきましては、神戸市の都市計画審議会です承りいただいております、本件と同時に都市計画決定を行う予定としております。

これらの案の策定に当たって、平成20年10月7日から10月27日までパブリックコメントを実施しました。また、平成20年11月14日に説明会及び公聴会を行ったところ、3件の公述申し出がありました。

では、パブリックコメントの内容について説明します。パブリックコメントでいただいた意見は、第1号議案で説明しました、特定保留区域に設定することとしている西区伊川谷町潤和地区の区域区分の変更に関するもので、106件のご意見をいただきました。

意見としては、大きく3つの内容でした。まず1つ目は、出合新方線と永井谷線とのバイパス化により天王山団地を通過する交通量が増加するなどの理由により、特定保留区域ではなく調整区域のままとしてほしいというもの。2つ目として、特定保留区域ではなく市街化区域にしてほしいというもので、理由については、後ほど公聴会における公述の説明のところでご説明いたします。3つ目として、県素案に賛成するというものでした。

続きまして、平成20年11月14日の公聴会での公述の要旨について説明いたします。

参考資料2「公聴会の意見の要旨及び県の考え方」の1ページから2ページです。

まず、番号1ですが、「過去に市街化区域であったが、一団の計画性のある住宅地等の計画が円熟すれば市街化区域に戻すという神戸市の確約のもとに、調整区域に変更された経緯がある。当該地区は、計画的なまちづくりを推進する区域で、スプロール化の抑制を要しない地区である。平成20年4月の神戸市広報では、市街化区域に編入される内容であったが、県の素案では市街化区域に編入されなくなったのはなぜか説明するべきである。調整区域を継続することは、個人の財産権、土地利用権の侵害行為であることから、県素案の内容に反対する。」というものでした。

次に、番号2ですが、「市街化区域編入の同意書を神戸市に提出しているにもかかわらず、市街化区域にならないのはどういうことか。隣の地権者から反対意見書などが出たからといって道連れにしないで、市街化区域編入反対者の土地だけを調整区域とし、賛成者の土地は市街化区域に戻してほしい。」というものでした。

最後に、番号3ですが、「当該地区は当初市街化区域であり、土地区画整理事業計画を協議してきたが、地権者のまとまりの遅れなどにより、事業化の推進が遅れた。平成16年に、土地区画整理事業の計画が円熟すれば、随時変更により市街化区域に編入するという神戸市からの条件を信用して、調整区域編入に対する反対意見書の提出を留保した。平成18年5月に神戸市から市街化区域編入と土地区画整理組合の設立の確約を得て、今回の定期見直しまで待つこととした。平成20年4月の神戸市広報の内容から、市街化区域編入を確信したが、同年9月、特定保留区域に変更する旨が知らされた。市街化区域編入反対の意見書の真意、事実関係、今後のまちづくり計画などを調査した上で、公平な判断により市街化区域に戻してほしい。」というものでした。

これらに対する県の考え方をご説明いたします。1ページにお戻りいただいて、右の欄をご覧ください。区域区分の見直しは、秩序あるまちづくりを進めるために行うものであり、計画的な都市的土地利用の見通しが立った場合などに、市街化区域への編入を行うこととなります。

当該地区については、土地区画整理事業の着手が確実な熟度に達したと神戸市が判断し、市街化区域に変更する神戸市素案が作成されましたが、神戸市素案公表後に、区域内の関係権利者による土地区画整理事業や市街化区域への編入に対する反対表明などがあり、神戸市素案の区域において土地区画整理事業の着手が確実とは言えなくなると判断しました。そして、反対関係権利者の土地及びそれに隣接する一団の土地については、事業の実施が見込めなくなった土地と判断しました。

また、土地区画整理事業や市街化区域への編入に対する同意が得られている区域については、今後の事業実施の見込みは高いが、事業計画の立案が十分な熟度に達していないと判断し、調整区域のままとした上で、特定保留区域に設定することが適切と考えています。

公述の説明は以上です。なお、これらのパブリックコメントでいただいた意見、公述の概要及び県の考え方については、県のホームページで公表しています。

都市計画案は、これらの意見や公述を踏まえ、協議・調整を行い策定しました。都市計画案について、1月29日から2月12日まで縦覧を行ったところ、第1号議案に関して1件の意見書が提出されています。

意見書の要旨及びそれに対する県の考え方についてご説明します。資料1「意見書の要旨」、1ページから3ページまでをご覧ください。

意見書を提出した方は、特定保留区域に設定する西区伊川谷町潤和地区の東側の住宅地にお住まいの方で、意見の趣旨としては、特定保留区域に設定するのではなく、従来のままの調整区域を継続してほしい。理由は、特定保留区域に設定することにより、強引に事業計画立案が進められていくことが予想されること。前面スクリーンにお示ししますように、道路が隣接住宅地に接続されることにより、通学路になっている急カーブの道路において、交通事故に巻き込まれることなどが懸念される。神戸市が、隣接住宅地に道路を接続しないという約束を反故にする可能性がある。近隣地区と話し合いが行われ、協議された開発が見込まれるときに市街化区域にすべき。業務代行者が関係権利者の合意形成など、必要な技術や資力及び信用を有しているか、また土地区画整理事業に関する専門的知識及び経験を有する者を確保しているか疑問。土地区画整理事業の事業者は利益追求しか考えないと思われる。最近の近傍での不動産価格の下落や埋蔵文化財の発掘調査費が増加することも判明しているのに、工事着手が可能であるのか。業務代行者は、許認可取得をすれば権利を譲渡し、完成までの責任を持たないこともあると聞かえる、というものです。

この意見に対する県の考え方をご説明します。1ページにお戻りいただいて、右の欄をご覧ください。

本地区については、引き続き調整区域とした上で特定保留区域に設定することが適切と考えています。特定保留区域とは、都市計画法上は調整区域ですが、計画的なまちづくりに向けて準備が進められている区域のことで、まちづくりの実施が確実となった時点で、概ね5年後となる次の見直し時期を待たず、市街化区域に編入することができる区域です。すなわち、特定保留区域も調整区域であり、乱開発される可能性はありません。

今回、特定保留区域に設定する区域では、関係権利者の同意が得られており、今後の市街地整備の実施の見込みが高いものの、事業の具体的な計画立案が十分な熟度に達しておらず、事業の着手が確実とは言えないと判断しています。これが今回、特定保留区域を設定する理由です。

従って、いただいた意見は特定保留区域に設定する上で考慮すべき内容ではございませんが、県としては次のように考えていますので参考までにご説明します。

道路の位置や構造は、この度の特定保留区域への設定時に決定しなければならないものではありません。周辺環境と調和した良好な市街地の形成を図るため、道路の接続位置、工事車両の通行や緑地の配置などについて、事業計画策定の段階で具体的に検討されていくことになります。

土地区画整理事業の認可権者である神戸市から準備組合に対して、地域の皆様への説明を十分に実施するよう指導がなされているところでもあり、今後の事業計画立案に当たっても、引き続き指導がなされるものと認識し

ています。また、道路や公園等の計画については、神戸市が準備組合を指導することになります。さらに、土地
区画整理事業の組合設立認可の際には、認可権者である神戸市が資金計画なども含め審査することになります。

以上で意見書の説明及び第1号議案、第2号議案の説明を終わります。

議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から説明がありましたが、これにつきまして質問又はご意見がご
ざいましたらお願いしたいと思います。

なお、お手元の意見書の要旨に記載しております提出者のお名前は、個人情報等を保護するため、左端の番号
に読みかえてご発言いただきますようお願いいたします。

どうぞ、ご意見・ご質問等ありましたらお願いいたします。

27番 第1号議案に関して、意見と質問も含めてお願いをしたいと思いますが、先ほどご説明がありましたよ
うに、神戸国際港都建設計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更は、兵庫県の長期ビジョン、神戸
の地域ビジョン、それからまちづくり基本の方針、こういったものを踏まえて、広域都市計画基本方針を指針と
して、神戸市の基本計画との整合を図るもので、2005年から2015年の概ね10年間、中間の5年で見直しをする
ということです。

都市計画法では、目的として挙げられているのは、国土の均衡のある発展と公共の福祉がうたわれておりま
す。兵庫県の都市づくりの基本理念も、先ほどご説明がありましたように、一人一人の住民が地域の中で安全で
安心して暮らしていくことができる魅力あるまちづくり、生活者の視点に立って相互の信頼、協働の下で行わ
なければならないというふうにうたわれております。

しかし、今、都市づくりの方向として出てきておりますのは、新たな公ということで、企業がその担い手にな
って、都市の再生が例えば拠点地区ということで、民間プロジェクトの主導で、投資の対象というような儲けも
大いに含んで行われていると思います。拠点都市をそれぞれ結んで、例えば新名神、大阪湾岸道路の西伸部、こ
ういった高速道路の建設が進められていると思います。

一方で、容積率を高めて再開発など行われますので、そこにこれまで住んでおられた住民の皆さんが住み続け
られなくなるというような状況の中で、都市計画法でうたわれている公共の福祉が生かされているのか。今やは
り、住民の住まい方、コミュニティ、まちづくりというのが本当に大切にされなければならないと思いますし、
それから再開発によって自治体の財政が大きく圧迫されるという状況にもなっていると思います。自治体として
本当にこの都市計画をどう進めていくのか、そのあり方が問われていると思います。

具体的に質問も含めてしたいのですが、先ほど意見書にも上がっておりました特定保留区域、西区伊川谷町の
潤和などですが、なぜ特定保留区域となるのかということがやはり疑問です。市街化調整区域のうちで、先ほど
も説明ありましたように、優先的、計画的に市街化を図るべき地域とあります。5年後の見直しを待たずに、任
意の時期に市街化区域に編入できるとなっています。なぜこの地域が優先的に市街化区域になるべきなのか、そ

の理由を教えてください。

計画立案が十分な熟度に達していないというその判断、それから出合新方線との接合がどういうふうになるのか、これをそれぞれお答えいただきたいと思います。

議長 事務局、お答えいただけますか。

事務局 まず、当地区ですが、神戸市で素案を検討したときには、出合新方線に接する区域で市街化区域編入の素案が検討されておりました。その後、神戸市素案が出た後、この地区の出合新方線に接する区域の一部の方から、土地区画整理事業と市街化区域編入に反対するという意見書が神戸市に出され、再度検討を行ったところでは、

しかし、一部の地域を除いて、土地区画整理事業に賛同する地権者さんもおられますので、そういった方々の意向も踏まえ、特定保留区域というエリアの中で検討を行い、この区域でもって再度、土地の利用の計画を進めるというところで、引き続き神戸市と土地区画整理事業等の計画立案の中で道路の位置等の計画を進めることが妥当ということで、私どもは特定保留区域に設定することにいたしました。

ですので、こちらの出合新方線との接続の件につきましては、現時点では区域とは接しておりませんので、出合新方線との接続はこの範囲内ではございません。

議長 事務局の説明は以上でございます。

27番 すみません。計画立案が十分な熟度に達していない判断というのはお答えになかったもので、何でしょう。

事務局 この特定保留区域に設定するエリアの中での道路の接続位置であるとか、そういったところが今後、検討していく課題となっておりますので、計画熟度に達していないと。しかしながら、区域の中の方は土地区画整理事業に賛成ということで、このエリアでのまちづくりについて、積極的に進めていくことを確認がとれていますので、特定保留区域に設定するというところでございます。

27番 要するに、そこを住宅地として開発をすると、それは5年以内に進められるので、それで調整区域から特定保留区域に指定をし直して、そして開発を進めるという理解でよろしいんでしょうか。

事務局 今後、神戸市において、土地区画整理事業の計画立案によって確実な都市的土地利用の見通しがこれから5年を待たずしてできた場合には、市街化区域に編入するというところでございます。

27番 道路が、出合新方線との接合は現在のところ考える範囲ではないというお答えでしたんですかね。それは、5年の間に、出合新方線との接合も含めて開発を進めるというのが、いわば条件といえますか、熟することにも入るのでしょうか。

事務局 出合新方線の接続につきましては、現在、この絵ではまず接していないということがございます。そういった中で、今後、計画立案をしていくときには、土地区画整理事業の実施については、その認可権者である神戸

市のほうで指導監督されていくことになりまして、県のほうでは土地区画整理事業に関する権限はございませんので、円滑な都市計画決定ができるように、今後、神戸市と相談しながら作業を進めていきたいと思っております。

27番 この開発を予定されている地域は、周りが次々と住宅地となってまいりましたけれども、南側に薬師山古墳がありまして、そこと一体で雑木林が残っている小高い山といいますが、本当に自然が生かされてあるところです。それで、この森があるために、その北側に接してます第二神明道路や、住宅の周りにある周辺道路から近隣の住宅地を騒音とか大気汚染から守る役割を果たしていると思います。唯一残された、周辺住民にとっても貴重な自然であって、この環境を壊さないでほしいと隣接する自治会からも自治会挙げての要求となっています。

周辺の開発をされた住宅地も、全部住民の方が入っていらっしゃるという状況ではなくて、余裕がありますので、この地での住宅開発の必要性も納得するようなものではないと思いますので、この特定保留区域の指定には賛同できません。この件が1つです。

それから、その他の道路として鈴蘭台幹線がございまして、44年、また45年くらい前の計画が突然動き出したというものでございます。住民の方からはたくさん意見が出されております。

1つ疑問なんですけれども、44年、45年前に出されている鈴蘭台幹線の都市計画の位置と今度、変更で出てくるんですけれども、その位置が若干ずれているのですが、これはどういうことでしょうか。

事務局 今、ご質問ございました鈴蘭台幹線は、神戸市決定の案件で、確か昨年7月の審議会で変更の決定をなされた道路でございまして、今、委員ご指摘の40数年前、いわゆる都市計画法が昭和43年に改正されて、昭和44年に施行されております。

それ以前、確か昭和39年頃の都市計画決定だったと思いますけれども、当時の都市計画というのはいわゆる道路のネットワーク、本日で言いますと、マスタープランの参考図みたいなものです。それぞれを市域、神戸市でどんなネットワークになるかといったようなことを大まかに決定して、どういった規模の、いわゆる総幅員はどれぐらいの道路が、何メートルの道路がどのへんに配置をされるかといったことが当時は決定されてございます。

その当時、旧法においては、いろいろな縦覧とかそういうプロセスはなしに、参考図といったような形で、今、委員ご指摘のところは恐らく駅前広場とか、そのへんのことではないかなと思うのですが、大まかにこのへんに都市計画の道路がやってきますよという参考図が区域が分かる程度の図面で示されていたというようなことで、その後、事業認可というプロセスがございまして、要するに事業に入る際にいわゆる建築制限がかかってくるというのが旧法の時代のルールで、そのときに、実施に必要な600分の1程度の平面図において示して、事業にするとということだったんですが、鈴蘭台幹線はその事業に入らないまま今日まで来ました関係で、先ほど申しました区域が大体分かる図面がずっと都市計画の参考図として生きていた。それと、今回、7月に都市

計画変更されたときに出た図面と若干区域が違っていたということではないかなと思います。

そのへん、詳しいところは私も分かりかねるのですけれども、そういう旧法と新法のお示しをする図面との違いの関係で、そういったことが出てきていたと。

今の法律に切り替わったときに、新しい法律において2,500分の1の図面を区域としていつもお示ししておりますけれども、ああいったものが新しい法律において初めて示されたときに、それがいわゆる都市計画の施設の区域、道路の区域というふうに、切り替えのときにそういうルールが決めてございますので、そういう意味では、今回、昨年7月ですか、都市計画に定められたということで、旧法との関係といったことについても問題がないと考えているところでございます。

27番 その他の道路、鈴蘭台幹線のところですが、でも、多くの人たちは、初めて今回この計画が動き出したということで見られたわけです。それによって、自分のところが区域にかかっているとかがかかっていないとかということも含めて、今この道路が本当に必要なかどうかということは、大きな関心事にももちろんなりますし、そこは本当に住民の皆さんに丁寧に説明をされて、合意が得られなければならないと思います。むしろ、この南北道路より東西線の整備を進めるというような声もありまして、合意が得られていないところになっております。

それと第2号議案のところなんですけれども、北区山田町下谷上です。これは、市街化調整区域から市街化区域に変更するものですが、これも住民の皆さんから、開発や交通の問題で反対が上がっておりまして、合意が得られておりません。これも含めて、第1号議案、第2号議案とも賛同することができませんので、意見表明をしておきます。

議長 ありがとうございます。ほかに第1号議案、第2号議案について。はい、どうぞ。

25番 公聴会の意見の要旨及び県の考え方、参考資料2に基づいて1点確認したいと思うのですが、西区伊川谷町潤和地区ですが、公聴会で意見を述べられている方が、自分の土地がこの度、特定保留区域になるということなんですけれども、過去に市街化区域であったと。しかしながら、乱開発を防止するためとの理由で、一旦市街化調整区域になったと。ただし、その段階で、必ず市街化区域に戻すという神戸市の確約のもとに、前回の見直しのときに市街化調整区域に変更された経緯がある。このように発言をされております。

もし、私も自己所有地で、この土地を持っておったとするならば、当然特定保留区域ではなくて市街化区域にしてもらわないと、そんな行政が約束をしたことを反故にされたら、これはもう訴訟でも起こさないとはいけないと思うわけでございます。

また、神戸市が確約したということですが、私の理解では、神戸市がこういう確約をされたかどうか、これは確認しないとはいけないのと、それと本来、県の都計審に係る事務でございますから、当然神戸市が約束したというだけではなくて、県もこういう確約をしたから当時そういう変更があったと、このように考えるのが1

番の立場の方からすれば当然でありますし、それであるならば、何かおかしいなと感じてしまうわけですが、この当時こういう約束がきちんとあったのか、県もそういうふうを確認しておりましたら、それをお答えいただきたいと思います。

事務局 今回の都市計画案の変更につきましては、過去の経緯がどうであるかということではなく、現在の土地利用や土地区画整理事業の見通しなどを検討して計画しているものでありまして、公述された方の思い込みとかいろいろあると思いますけれども、現在の計画案につきましては、現在の状況がどうであるかというところで判断させていただいたところです。

25番 今のご答弁ですと、過去については問わないといいますが、分からないのか、そのへんははっきりした話ではなかったわけですが、意見を陳述している側からすれば、過去そういう約束があったと思われるわけですから、今回こういう決定というのはやはり裏切られたという思いになるでしょうし、隣接する自治会等の関係の方からの話ですかね、意見書が出されておるのは、公聴会と意見書の立場というのは必ずしも一致しないといいますが、反対のほうですけれども、何かその辺りが、過去の経緯がちょっと分かりにくいなど。私、ここに住んでおりませんので、当事者ではありませんから、この文書だけを見て判断しますと過去に何かあるのかなというような感じがいたします。

それと、意見書に対する考え方ということで、今回、調整区域とはいえ特定保留区域のほうに入ること、住民の方からすれば、あとは神戸市と調整してやってくださいというような県の考えかと思うのですが、神戸市のもとの素案では、隣接する住民の方とは少し意見が対立しておるといったようなところだったと思いますが、今後、神戸市と自治会とか、そういったところの考え方を見守っていくというようなものなのか、それとも随時管理をしていくのか、今後の考え方について併せてお伺いします。

事務局 この計画につきましては、これまでも神戸市のほうで土地区画整理事業等の計画立案等について指導されているところございまして、土地区画整理事業等につきましては、兵庫県の方に指導権限等がございません。また、今後の土地区画整理事業の立案に当たりまして、神戸市のほうで引き続き指導がなされてまいものと認識しています。

私ども県としましては、こういった状況を踏まえて、土地区画整理事業の着手が確実かどうかについて、神戸市と協議、相談しながら、今後の市街化区域編入の判断を行っていくこととしております。

25番 最後ですから意見だけ申し上げますけれども、土地を今、開発のところ当たられている、特定保留区域のほうに当たられる方は進めたい。かつ、近隣で、例えば渋滞が発生する、通り抜けが発生するとか、そういったところの方は反対。これは、それぞれの財産とか権利とか、そういったものが非常に難しい調整だと思います。ですから、県としても、神戸市とまた開発される組合の方と、あと周辺の住民の方と丁寧に意見集約しながら進めさせていただきたいと思います。

以上、要望として終わります。

議長 ほかにご意見、ご質問ありましたらお願いします。

ほかにはないようでございますので、まず、第1号議案について原案のとおり可決してよいという方、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

議長 多数でございます。第1号議案「神戸国際港都建設計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」については、原案のとおり可決いたしました。

次に、第2号議案についてもお諮りしたいと思います。原案のとおり可決に賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

議長 どうもありがとうございます。賛成多数でございます。第2号議案「神戸国際港都建設計画区域区分の変更」については、原案のとおり可決いたしました。

ただ、我々審議会として議決をした責任上、神戸市との間で十分協議をして、近隣住民の方々が納得いくような形で開発計画が進むように、どうぞご指導をいただきたいと思います。権利者ではありませんが、どうぞそういうふうにご配慮を、県としてお願いしたいと思います。

それでは、続きまして、第3号議案「神戸国際港都建設計画都市再開発の方針の変更」、第4号議案「神戸国際港都建設計画住宅市街地の開発整備の方針の決定」及び第5号議案「神戸国際港都建設計画防災街区整備方針の変更」について、一括して事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、引き続きまして、都市再開発の方針、住宅市街地の開発整備の方針、防災街区整備方針についてご説明いたします。いずれも平成19年度に当審議会から答申をいただきました見直し方針を踏まえ、策定するものでございます。

まず、都市再開発方針ですが、議案書は別冊()に、位置図は議案位置図の1ページにつけてございます。

それでは、前面スクリーンをご覧ください。本方針は、市街化区域内にある計画的な再開発が必要な市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新に関する方針として定めるものでございます。現行の方針を変更するものですが、現行の記載内容を踏襲しておりまして、大幅に変更を行うものではありません。

方針に定める地区等としましては、計画的な再開発が必要な市街地、通称1号市街地です。次に、1号市街地のうち、整備課題の集中が見られる地域、課題集中地域です。次に、特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区、通称2号地区です。具体的には、1号市街地のうち、事業の実施など具体性がある地区を2号地区として定めるものでございます。

この1号といいますのは、都市再開発法第2条の3第1項第1号に根拠条文があります関係で、1号市街地と

いうものです。2号地区についても同様でございます。

先ほど説明しました1号市街地、課題集中地域、2号地区について、各地区の概念や定める内容について説明いたします。

まず、1号市街地につきましては、地区の概念として、計画的な再開発が必要な市街地、具体的には現況の土地利用の密度が著しく低く、土地の高度利用を図るべき区域、都市構造の再編や防災上の観点から土地利用の転換や市街地の整備・改善を図るべき区域、魅力的な都市空間の保全・修復などを通じて都市環境の向上を図るべき区域を1号市街地として定めます。定める内容といたしましては、概ねの位置、再開発の目標、土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新等に関する方針となっております。

市街化区域の既成市街地を中心に、地域特性などを考慮いたしまして、計画的なまちづくりが必要な市街地を設定するもので、東灘兵手市街地など10の市街地を定めております。今回の見直しでは、公共公益施設や生活利便施設の老朽化、また住民の高齢化などによりオールドタウン化しております明舞団地を含む垂水市街地の区域拡大を行っておるところでございます。

次に、課題集中地域ですが、地区の概念として、1号市街地のうち2号地区以外で整備課題の集中が見られる地区、具体的には住工混在や老朽木造住宅の密集、道路など基盤整備の未整備、駅周辺の低・未利用など、まちづくりの課題がある地域について、今後のまちづくりの検討対象地区として設定し、概ねの位置を定めております。

2号地区につきましては、地区の概念のところに記載しております1号市街地のうち、特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区を選定しております。具体的には、新長田駅周辺の震災復興事業や浜山地区の土地区画整理事業などの事業地区、住吉呉田地区など、今後、事業化やまちづくり協定、地区計画などの策定を予定している地区、三宮周辺やポートアイランド南など民間開発事業を誘導する地区などでございます。定める内容ですが、区域、整備の主たる目標、整備または開発の計画の概要としてございます。

全体位置図をご覧ください。別冊()の末尾にも添付しております。1号市街地を青の実線で表示しておりますが、5ページからの別表1にあります東灘兵手の約730haをはじめとして10の市街地で、面積の合計は約6,990haでございます。概ね昭和45年の人口集中地区を基本として、計画的な再開発が必要な一団の市街地を選定しております。各市街地の再開発の目標等につきましては、5ページからの別表1に記載のとおりです。

2号地区は、薄い赤で塗りつぶしております深江地区をはじめとして48地区で、面積は約1,998haでございます。各地区の整備の主たる目標等につきましては、18ページからの別表2に記載しております。

課題集中地域は、概ねの位置を赤の破線で表示しております。

次に、2号地区のいくつかについてご説明いたします。19ページのA-5 阪神御影駅周辺地区。地区の附図は40ページにつけてございます。赤の実線で囲んでいる区域ですが、これにつきましては、面積約3.8ha、地区整

備の主たる目標は、学校跡地の再整備にあわせた新たな駅前拠点の形成で、民間活力の積極的な導入の例として紹介するものでございます。

また、26ページのE - 14ポートアイランド南地区。地区の附図は60ページにつけてございます。面積約 203 h a、地区整備の主たる目標は、国際化・情報化など新しい都市ニーズに対応した複合的都市拠点の整備で、海上新都心の整備の例として紹介するものでございます。

さらに、27ページのF - 2中央卸売市場地区。地区の附図は62ページにつけてございます。面積約18 h a、地区整備の主たる目標は、中央卸売市場の建て替えに伴う住宅・商業・業務が調和し、臨海部の特性を生かした新たな生活拠点の形成でございます。

その他の地区については、お配りしております資料のとおりです。

都市再開発の方針の説明は以上でございます。

次に、住宅市街地の開発整備の方針についてご説明いたします。議案書は別冊（ ）に、位置図は議案位置図の1ページにつけてございます。

平成18年に住生活基本法が制定され、「兵庫県住生活基本計画」を策定することとなりましたので、この計画に適合いたします住宅市街地の開発整備の方針を新たに策定するものです。

前面スクリーンをご覧ください。本方針は、大都市地域において、住宅や住宅地の供給を促進するため、良好な住宅市街地の開発整備の方針として定めるものでございます。

方針に定める地区は重点地区でございます。具体的には、定義にありますように、一体的かつ総合的に良好な住宅市街地を整備又は開発すべき市街化区域の地区や、良好な住宅市街地として計画的な開発が適当と認められる市街化調整区域の地区を選定することとなります。定める内容は、区域、整備又は開発計画の概要となっております。

全体位置図をご覧ください。別冊（ ）の末尾にも添付しております。重点地区を赤で塗りつぶしておりますが、全体としましては、灘西部地区をはじめとして15地区で、面積は約1,480 h aでございます。

3ページからの別表に、各地区の名称や地区の整備開発の目標など、計画の概要を記載してございます。

次に、重点地区をいくつか説明いたします。3ページの3三宮東地区。地区の附図は9ページにつけてございます。面積約1.1 h a、地区の主たる目標は、市街地再開発事業による良好な都市型集合住宅などの供給で、集合住宅と商業業務施設などが融合した住宅市街地の整備の例として紹介するものでございます。

6ページの14学園南地区。地区の附図は20ページにつけてございます。面積約108 h a、地区の主たる目標は、緑豊かな自然環境と融合した秩序ある土地利用の促進と良好な郊外住宅地の形成で、土地区画整理事業による住宅市街地の整備の例として紹介するものでございます。

その他の地区については、お配りしております資料のとおりです。

住宅市街地の開発整備の方針の説明は以上でございます。

続きまして、防災街区整備方針についてご説明いたします。議案書は別冊（ ）に、位置図は議案位置図の1ページにつけてございます。

前面スクリーンをご覧ください。本方針は、市街化区域内にある密集市街地の各街区における防災機能の確保に関する方針として定めるものでございます。現行の方針を変更するものですが、現行の記載内容を踏襲しておりまして、大幅に変更を行うものではありません。

方針に定める地区等は、防災再開発促進地区でございます。地区の概念としましては、防災街区の整備を図るため、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき地区、具体的には事業実施の具体性があり、住民のまちづくりへの参画が得られる地区を定めることとしてございます。

定める内容は、区域、再開発・整備等の主たる目標、防災街区の整備に関する基本的方針その他土地利用計画の概要、都市施設、地区防災施設及び地区施設の整備方針、建築物の更新の方針となっております。

今回の見直しでは、従来からの事業実施地区に加えまして、老朽木造住宅が密集し、災害時に建物の倒壊や火災延焼のおそれがある兵庫山麓地区や長田南部地区などを新たに防災再開発促進地区として追加してございます。

全体位置図をご覧ください。別冊（ ）の末尾にも添付しております。防災再開発促進地区を赤で塗りつぶしておりまして、真野地区をはじめとして10地区で、面積は約619haでございます。3ページからの別表1に、各地区の名称や地区の再開発、整備などの主たる目標など計画の概要を記載してございます。

次に、防災再開発促進地区をいくつか説明いたします。5ページの5 浜山地区。地区の附図は14ページにつけております。面積約25haで、地区の主たる目標は都市基盤の整備、住宅及び住環境の整備、道路・公園など骨格的公共施設の整備、まちづくり協議会との連携による住宅及び住環境の整備でございます。

また、7ページの9 長田南部地区。地区の附図を18ページにつけてございます。面積約81haで、地区の主たる目標は、西部隔堵心周辺としての住宅の重点供給、都市高速道路2号線など骨格的公共施設の整備、地元との連携による密集市街地の住環境の整備と防災性の向上でございます。

その他の地区につきましては、お配りしております資料のとおりです。

防災街区整備方針の説明は以上でございます。

なお、以上3つの方針につきましては、パブリックコメントを行い、素案公表後の昨年11月14日に神戸市内で説明会・公聴会を開催しましたが、公述申出はございませんでした。また、1月29日から2月12日までの2週間縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

これで都市再開発方針ほか2方針の説明を終わらせていただきます。

議長 ありがとうございます。第3号議案と第4号議案及び第5号議案についての説明をお受けいたしました。

このことにつきまして、ご質問及びご意見ございましたらお願いをいたします。

27番 第3号議案と第4号議案についてですが、都市の再開発、それから住宅市街地の開発整備の方針の決定なんですが、第1号議案でも申しましたように、民間活力を導入して、規制緩和によって容積率を大きく引き上げて、超高層住宅が建設されます。例えば、第3号議案の1号市街地、阪神御影駅北、それから第4号議案の重点地区の再開発で三宮東地区、どちらも超高層住宅で、地域の反対もありますので、この第3号議案と第4号議案についても賛同できないということで表明させていただきます。

議長 ほかにご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。

それではまず、3号議案について、原案のとおり可決に賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

議長 賛成多数でございます。第3号議案「神戸国際港都建設計画都市再開発の方針の変更」については、原案のとおり可決いたしました。

次に、第4号議案についてお諮りいたします。第4号議案について、原案のとおり可決に賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

議長 ありがとうございます。賛成多数でございますので、この第4号議案「神戸国際港都建設計画住宅市街地の開発整備の方針の決定」については、原案のとおり可決いたしました。

次に、第5号議案については、ご反対はなかったようでございますので、原案のとおり可決してよろしゅうございますか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議ないようです。第5号議案「神戸国際港都建設計画防災街区整備方針の変更」については、原案のとおり満場一致で可決でございます。

それでは引き続いて、第6号議案「阪神間都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 第6号議案「阪神間都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」についてご説明します。

都市マス等の見直しに関するこれまでの経緯については、先ほど神戸都市計画区域と同様に進めてまいりましたので、省略させていただきます。また、都市マスの構成も神戸都市計画区域と同様ですので、記載事項の説明から入らせていただきます。

では、議案書別冊（ ）の1ページをお開きください。「第1章 基本的事項の基本的役割」では、阪神地域ビジョンやまちづくり基本条例に基づくまちづくり基本方針の実現に向けた都市計画の分野の方針を示すことを記載しています。策定対象地域は、阪神地域7市1町で、目標年次は平成27年としています。

次に、2ページには「第2章 都市計画の目標」としまして、ここでは都市づくりの基本理念、目標、方向性を記載しています。都市づくりの目標には、神戸都市計画と同様に、ご覧の4つの都市づくりを掲げています。

3ページには、都市づくりの方向性を示しています。阪神間都市計画区域では、六甲山系をはじめとした自然に恵まれた都市環境を形成する中で、市民文化やものづくりの産業などの地域特性を生かし、環境と調和した活力あふれる都市づくりを進めることを記載しています。

6ページ、「区域区分の有無及び方針」では、区域区分を定める必要性を記載しております。阪神間都市計画区域は、神戸都市計画区域と同様に、近畿圏整備法に基づく既成都市区域及び近郊整備区域になっていますので、線引きを行うことが都市計画法において定められています。

次に、7ページをご覧ください。「第4章 都市計画に関する方針」です。記載している各方針の項目は、神戸都市計画区域と同じです。

まず、「1土地利用に関する方針」についてです。基本方針としましては、既存の都市機能の活用及び強化により、既成市街地における多様な都市機能の集積を図るとともに、コンパクトな都市形成を図ることとしております。また、住宅地、商業・業務地、工業地、流通業務地など、主要な用途についての配置の方針を記載しています。

続いて、9ページ下側に「2自然的環境に関する方針」として、猪名川や武庫川、六甲山系、大阪湾と都市近郊に残された貴重な自然的環境を保全するほか、大規模災害への備えやヒートアイランドの抑制、生態系への配慮など、広域的な観点から水と緑のネットワークの形成に取り組むこととしています。

続いて、10ページ下側に「3都市交通に関する方針」として、交通需要の効率的な処理や、災害時の代替性を備えた総合交通体系の確立や、ユニバーサル社会に対応した交通ネットワーク・交通環境の確立を図ることを記載しています。また、道路、鉄道など、主要な施設の配置、整備の方針を記載しています。

続いて、12ページ下側に「4都市環境に関する方針」として、屋上、壁面緑化なども含めた水と緑のネットワークの形成を図るほか、多自然川づくりや下水道整備を推進することを記載しています。また、公園緑地、下水道、河川、その他都市施設の主要な施設の配置、整備の方針を記載しています。

続いて、13ページの下側に「5市街地整備に関する方針」として、既成市街地については、民間活力を積極的に誘導し、都市機能や生活関連施設の集積、居住環境の向上を図り、都市の再生を進めるほか、密集市街地では道路、公園などの公共施設整備と建築物の耐震不燃化を一体的に進め、災害に強い市街地整備を図ることを記載しています。

なお、阪神間都市計画区域も神戸都市計画区域と同様、都市再開発の方針、住宅市街地の開発整備の方針、防災街区整備方針を、今回の都市マスと併せて見直し及び策定することとしています。

続いて、14ページの中ほどに「6都市防災に関する方針」として、阪神・淡路大震災をはじめ、これまでの災

害を教訓とし、災害の未然防止や発生時の被害を軽減し、また、被害の拡大を防ぐために、災害に強い都市づくりを進めることを記載しています。

最後に、15ページの下側に「7 景観形成に関する方針」として、基本方針では地域特性を踏まえた良好な景観の保全と創造を図ることを記載しています。景観形成の方針では、六甲山系など阪神間の町並みの背景となる緑の風景を保全するとともに、尼崎21世紀の森やなぎさ街道など、景観再生の取組を推進するほか、地域の歴史などを生かした個性ある景観形成を図ることを記載しています。

17ページ以降は、第5章として「主要な都市施設等の整備目標」を記載しています。これは、ただ今ご説明した第4章の各方針を踏まえ、整備や計画の具体化を予定しているものについて記載しています。

本都市計画案の策定に当たり、先ほどの神戸都市計画区域と同時期に、パブリックコメント、説明会・公聴会を実施し、その後都市計画案の縦覧を実施しましたが、意見書の提出はございませんでした。

以上で第6号議案「阪神間都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」の説明を終わります。

議長 ただ今、第6号議案の説明が事務局からございました。これについて、ご質問又はご意見ございましたらお願いいたします。

はい、どうぞ。

27番 第6号議案は、神戸国際港都建設計画と同じく、第1号議案と同様の理由なんですけれども、具体的には、六甲グリーンベルト事業とか、新名神高速道路、こういう事業も無駄な事業だと思いますので、反対なんです。尼崎市の園田西武庫線についても、隣接する市との接続がなく進められており、整合性がありません。

それから、三菱電機工場の構内道路の掘削については、敷地の地下水の汚染問題が解決しておりませんで、県直轄事業であるということなんですけれども、尼崎市の負担も合計44億円、財政圧迫するということで、計画決定そのものを見直すべきだという立場で反対です。

芦屋市の山手幹線ですが、これは住宅地の真ん中を貨物自動車も含む1日2万4,000台を通過させようとするものですが、住民の方からは環境の悪化、また、今後人口が減少していくとか高齢化という状況の中で、将来の交通量の減、維持整備の負担、こういったところからも問題がある無駄な道路であるというふうに意見が出ております。住民合意もありません。

それから、JR芦屋駅南側の駅前広場の整備は必要だと考えますけれども、再開発事業は反対です。

西宮市ですが、阪神電鉄本線西宮駅北側駅前広場整備事業ですが、既に駅前の広場は整備済みになっていて、さらなる整備は必要ないと考えます。西宮市も、次期計画としておりました不要不急の事業ですので、これは賛同できません。

それから、伊丹市ですが、市街地開発事業の阪急伊丹駅東地区、これは市としても凍結をしている事業です。また、宝塚池田線、これは事業が済んでいるのですけれども、これ以上の延長は必要ないとの立場で、第6号議

案には賛同できないと意見を表明しておきます。

議長 ほかにご質問、ご意見等ございますでしょうか。

よろしゅうございますか。ご質問等ほかにはないようですので、お諮りいたします。

第6号議案について、原案のとおり可決に賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

議長 ありがとうございます。賛成多数でございますので、第6号議案「阪神間都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」については、原案のとおり可決いたします。

それでは続きまして、第7号議案「阪神間都市計画区域区分の変更」、第8号議案「阪神間都市計画用途地域の変更」及び第9号議案「阪神間都市計画特別緑地保全地区の変更（会下山地区特別緑地保全地区の変更）」について、一括して事務局の説明をお願いいたします。

事務局 第7号議案「阪神間都市計画区域区分の変更」、第8号議案「阪神間都市計画用途地域の変更」及び第9号議案「阪神間都市計画特別緑地保全地区の変更」についてご説明します。

まず、第7号議案の議案書は17ページです。第8号議案の議案書は21ページです。この2つについて、説明させていただきます。

前面スクリーンをご覧ください。これまでの線引きの見直しの経緯は、ご覧のように、昭和45年の当初決定以降、概ね5年ごとに計5回の見直しを行ってきました。今回はその6回目の見直しに当たります。

見直しの理由、考え方については、第2号議案でご説明いたしましたので、省略させていただきます。

今回、阪神間都市計画区域については、調整区域から市街化区域への変更が3カ所、計7.8ha、市街化区域から調整区域への逆線引きが6カ所で15.5ha、その他境界調整によるものが20カ所で、これら計29カ所を差し引きますと、阪神間都市計画区域で市街化区域が約7.8ha減少することになります。

なお、阪神間都市計画区域では、今回の市街化区域の変更にあわせて用途地域も定めることとしておりますので、線引きの変更と用途地域の変更の各箇所を併せて説明させていただきます。

お手元の議案位置図5ページの一覧表と、右肩に（位置図）別冊（ ）と書かれているものの1ページからの切り図、若しくは前面スクリーンの見やすいほうをご覧ください。

まず、(1) 三田市ゆりのき台6丁目です。北摂地区新住宅市街地開発事業区域の変更と市街化区域界の整合を図るため、市街化区域から調整区域に変更することとしております。併せて用途地域を廃止することとしております。

(2) 三田市寺村町です。周辺農地と調和した農地としての土地利用を図るため境界調整を行うものです。

(3) 三田市高次2丁目から(5) 三田市西野上までは、宅地の明確な地番界や県道が拡幅されたことなどにより、同様に境界調整を行うものです。

(6) 芦屋市前山です。六甲山系グリーンベルト整備事業による用地買収区域と合わせて、市街化区域から調整区域に変更し、併せて用途地域を廃止することとしています。(7) 芦屋市三条 及び(8) 芦屋市三条 も同様に、市街化区域から調整区域に変更し、併せて用途地域を廃止することとしています。

(9) 西宮市倉本です。市街化が見込めない急峻な山林の区域を市街化区域から調整区域に変更し、用途地域を廃止するとともに、隣接する一部区域で用途地域を第1種低層住居専用地域から第1種住居地域に変更することとしています。

(10)西宮市西宮浜です。公有水面埋立事業が計画変更されたことにより、現状の計画と整合を図るため、公有水面部分を市街化区域から市街化調整区域に変更することとしています。併せて用途地域を廃止することとしています。

(11)宝塚市北雲雀丘です。大学用地としての土地利用が確実であるため、調整区域から市街化区域に変更することとしています。

(12)川西市鼓が滝3丁目です。既成市街地に連続し、公共施設が既に整備された地区を調整区域から市街化区域に変更し、用途地域を第1種低層住居専用地域に指定することとしています。

(13)川西市大和東5丁目です。既成市街地に連続し、民間開発による良好な土地利用が確実であるため、調整区域から市街化区域に変更し、用途地域を第1種低層住居専用地域に指定することとしています。

(14)川西市一庫3丁目です。宅地を明確な地番界により、市街化区域の境界を調整するものです。この境界調整に伴い、用途地域を変更することとしています。(15)川西市丸山台1丁目から(29)川西市向陽台までも同様に、明確な地番界、字界、道路境界等により、市街化区域の境界を調整し、併せて用途地域を変更することとしています。

以上が今回の変更箇所です。

本都市計画案に関連しまして、参考資料3の8ページにお示ししますように、市決定の案件があります。これらにつきましては、各市の都市計画審議会でご了承いただき、本件と同時に都市計画決定を行う予定であります。

案の策定に当たりまして、平成20年10月7日から27日までパブリックコメントを実施した結果、1件のご意見をいただきました。また、11月13日に説明会及び公聴会を行い、1件の公述の申出がありました。パブリックコメントのご意見と公聴会での公述は同様の内容でした。

参考資料2「公聴会の意見の要旨及び考え方」の3ページから4ページをご覧ください。公述された意見は、川西市大和東地区の市街化区域編入に反対する意見でした。その内容は、1点目は、今回の見直しは安全で安心なまちづくりに結びつかないこと。2点目は、今回変更する必要性。3点目は、住民意見の取り扱い。4点目は、都市計画審議会の審議や公聴会の開催方法など。5点目は、地区計画は地権者がいつでも変更でき担保でき

ないことなどから反対するというもので、その後実施した都市計画案縦覧の際の意見書の内容と同様ですので、詳細については意見書の報告の際説明させていただきます。

県としましては、当該地区については、周辺と整合する良好な町並みを形成する住宅地とする土地利用計画が安全で安心なまちづくりに資すると判断しており、市街化区域編入が適切と考えています。

これらパブリックコメントでいただいた意見、公述の概要及び県の考え方につきましては、県のホームページで公表しております。

都市計画案は、これらの意見や公述を踏まえ、協議・調整を行い策定しました。

本案を1月29日から2月12日まで縦覧に供したところ、区域区分の変更について1通、区域区分及び用途地域の変更について1通の計2通の意見書の提出がありました。

お手元の資料1意見書の要旨、4ページをご覧ください。1通目のご意見は、川西市大和東地区の区域区分見直しに関するものです。（位置図）別冊（ ）の12ページの地区ですが、まず前面スクリーンにおいて地区の概要をご説明します。

当該地区は、過去に菜園として造成された経緯がある地区で、ご覧のように東側が大阪府豊能町、西側が川西市の市街化区域に挟まれた地区にあります。

これは、当該地区の南西端側の川西市道から北東方向を撮影したもので、菜園造成の際に設けられた入り口付近の状況です。ネットフェンスが設置されており、閉鎖されています。

これは、当該地区北側から南東方向を撮影したものです。ご覧のようにフェンスで囲われ、土地利用はなされていません。左上に見えますのは、大阪府豊能町側の住宅です。

意見の1点目として、平成20年3月開催の川西市都市計画審議会において、住民意見書に市が反論文をつけて発表。住民が意見を言える場がない。県も同じことが言えよう。現場を知らない委員が、きれいごとだけの文章や図面のみで審議されては、住民はたまらない。都市計画審議会は形式だけの機関にしか思えない、というご意見です。

この意見に対する県の考え方としましては、都市計画案に対して住民が意見を言える機会としては、公聴会における公述及び都市計画案の縦覧期間中の意見書提出があります。提出された意見につきましては、その要旨及びそれに対する県の考え方を県都市計画審議会に報告し、審議の参考にしていただくこととしています。

なお、委員に現地を見ていただかなくても、図面など審議する上で必要な情報を提供することによって、都市計画案について判断していただけるものと考えています。

2点目に、市の都市計画審議会資料に、「今回の線引き見直しは、本市の個性や地域特性を生かしながら、対話と共感を基調としたまちづくりを行うものである」とあるが、反対意見は県に直接言ってくださいと何の対話もない。意見書は何通出しても無駄に終わるのか。何のための意見書なのか、というご意見です。

この意見に対する県の考え方としては、当該地区の土地利用計画に関して、川西市が4回のラウンドテーブルと2回の説明会を開催し、地域住民から土地利用計画などに関する意見を聴取するとともに、隣接地区の既存の地区計画と整合する案を作成するなど、地域住民との話し合いを行いながら手続を進めています。

前面スクリーンをご覧ください。前面スクリーンでお示ししている図面が、第4回ラウンドテーブルの際に用いられた図面です。地区計画の具体的なルールや街区へのアクセス方法などがこれをもとに議論されています。

市素案に対する意見書についても、川西市から報告を受けており、県では提出されたご意見とこれに対する市の考え方の双方を踏まえて検討を進めました。また、大和自治会で市街化区域編入についても議論され、反対するものではない旨の結論が出されていることも検討し、当該地区を編入することとしました。

3点目に、一企業の利益だけを考え市民を犠牲にする今回の案はいかがなものか。説明会は一方向的なもので、話し合いを行う姿勢は見られませんでした。ラウンドテーブルも、地区計画を定めるだけで終わっている。説明会の範囲は近隣のわずか100世帯足らずで、現在大半が反対を表明している。一体何人の人が賛成しているのでしょうか。自治会は、反対する理由はないと言っているが、賛成する理由もないのであり、自治会の下部組織である我々「東5丁目の環境を守る会」に一任し、推移を見ているのが現状である、というご意見です。

この意見に対する県の考え方としては、当該地区を今のままにすれば、資材置き場等近隣住宅への悪影響を与える土地利用へ転換されるおそれを残すことから、住宅地とすることによって良好な町並みを形成し、周辺と調和する安全で安心なまちづくりに資すると判断しています。また、先ほどご説明したように、当該地区の土地利用計画に関して、川西市がラウンドテーブルなどを開催し、住民から意見を聴取するとともに話し合いを行いながら手続を進めています。なお、「東5丁目の環境を守る会」は大和自治会の下部組織ではないこと、また、本件について同会に一任していないことを確認しております。

4点目に、50軒もの家が建つことで100台近い自動車が増え、静かな環境が破壊され、交通事故への懸念も増加する。たとえ資材置き場になろうとも構わない。このまま危険であれば、家が建つことのほうがもっと危険である、というご意見です。

この意見に対する県の考え方としては、当該地区を住宅地とすることにより、良好な町並みを形成して周辺と調和する安全で安心なまちづくりに資すると判断しています。また、宅地開発に伴う自動車交通の増加により、周辺環境が著しく害されるとは考えられません。よって、市街化区域編入が適切と考えています。

なお、当該地区は第1種低層住居専用地域の指定を予定しておりまして、かつ良好な町並みを担保するために、川西市において、地区計画の決定手続が進められています。

5点目に、我々が懸念している事柄が起きれば誰が責任をとれるのか。住民の反対を無視し、対話もなく一方的に進めるのではなく、もっと話し合いが必要である。一企業の意向に沿って今回決めるのではなく、5年後に見直してはどうか、というご意見です。

この意見に対する県の考え方としては、今回見直しをする理由は、住宅地として土地利用を誘導するほうが周辺の土地利用と調和し、住環境面でも好ましく、また、当該地区での土地利用計画が具体化し、計画的な都市的土地利用の見通しが立ったため、今回の見直しで市街化区域編入が適切と考えています。

2通目のご意見は、区域区分及び用途地域の変更に関するものです。資料1意見書の要旨、8ページをご覧ください。

兵庫県は、西宮市も含め人口増加が著しいが、現在の人口構成も近いうちには高齢者の死亡とともに大きく変わってくると推察する。区域区分や用途地域の変更などについて、臨機応変の対応可能な状況を創造されるように希望する。都市計画においては、県民の日常生活に思いをはせて、実態に即した体制をつくる必要がある。都市計画は子供や孫の時代に目を向けて行われるべき、というご意見です。

この意見に対する県の考え方としましては、区域区分や用途地域など都市計画の変更については、土地利用の現況と動向及び社会経済情勢の変化などを踏まえ、将来を見据えて適切に対応すべく実施することとしています。そのため、区域区分及び用途地域の変更に当たっては、概ね5年に一度、定期的な一斉見直しを行っており、今回もそれに該当します。

今回の西宮市域における都市計画変更案についても、将来人口予測などを踏まえ、将来を見据えた計画として、倉本地区などを変更する案を策定しています。

以上で第7号議案「阪神間都市計画区域区分の変更」及び第8号議案「阪神間都市計画用途地域の変更」についての説明を終わります。

事務局 続きまして、第9号議案につきましてご説明申し上げます。議案書は25ページ、議案位置図は6ページをご覧ください。

芦屋市に係ります特別緑地保全地区につきましては、平成7年の兵庫県南部地震を契機に策定されました六甲山系グリーンベルト構想の一環として、市街地の無秩序な拡大抑制と六甲山腹の近郊緑地を保全するために、会下山と剣谷・苦楽園の2地区を平成10年に都市計画決定しております。その後、これらの地区につきましては、国土交通省によりグリーンベルト整備事業が進められ、樹木の育成と斜面地の適正管理が図られているところでございます。

今回は、このうちの神戸市との市境にあります会下山特別緑地保全地区について、一部区域を追加いたします。追加する区域は2カ所、約400㎡で、地形や近隣の建物との位置関係等を踏まえ、これまでに決定しております区域と併せた一体的な斜面地の管理・保全を行うことが望ましい区域としております。

なお、先ほど第7号議案でもご説明いたしました、当該区域は市街化区域から市街化調整区域に、いわゆる逆線引きを併せて行うこととしているところで、議案位置図4ページ(7)(8)の三条が当変更箇所に該当いたします。

最後に、手続に関してでございますが、案作成に当たっては、今回追加しようとする土地は既に国有地となっており、それ以外の土地所有者、その他権利を有する者がいないため、都市計画決定手続に関する要綱第3条第3号に該当するものとして、説明会等は開催いたしておりません。

また、案の縦覧について、先ほどのマスタープランや区域区分の変更等と併せて、1月29日から2月12日まで縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

なお、3月24日に芦屋市都市計画審議会が開催され、関連案件である市決定の芦屋川流域防砂の施設と併せ、原案のとおり承認されております。

以上で第9号議案の説明を終わります。

議長 ありがとうございます。第7号議案と第8号議案は意見書についてもご説明をいただき、ただ今、第9号議案についてはご説明をいただきました。

第7号議案から第9号議案まで、一応一連のものとして説明がございましたから、どの議案からでも結構です。ご質問等がございましたらお願いしたいと思います。ご質問等ございませんか。

ご質問がございませんので、まず第7号議案「阪神間都市計画区域区分の変更」について、原案のとおり可決してよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議がないようです。全会一致で第7号議案「阪神間都市計画区域区分の変更」について、原案のとおり可決いたします。

続いて、第8号議案「阪神間都市計画用途地域の変更」についても、原案のとおり可決してよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

議長 全会一致で原案のとおり可決いたしました。

続いて第9号議案「阪神間都市計画特別緑地保全地区の変更(会下山地区特別緑地保全地区の変更)」について、原案のとおり可決してよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議がないようです。これも全会一致で、第9号議案「阪神間都市計画特別緑地保全地区の変更」について、原案のとおり可決いたしました。

続いて、第10号議案「阪神間都市計画都市再開発の方針の変更」、第11号議案「阪神間都市計画住宅市街地の開発整備の方針の決定」及び第12号議案「阪神間都市計画防災街区整備方針の変更」について、一括して事務局の説明をお願いいたします。

事務局 引き続きまして、阪神間都市計画の都市再開発の方針、住宅市街地の開発整備の方針、防災街区整備方

針について、ご説明いたします。なお、先ほどの神戸都市計画で説明いたしました内容と重複する箇所については、誠に勝手ではございますが、省略させていただきます。

まず、都市再開発方針ですが、議案書は別冊（ ）に、位置図は議案位置図の1ページにつけてございます。

それでは、前面スクリーンをご覧ください。都市再開発の方針の内容ですが、神戸と同様ですので省略させていただきます。現行の方針を変更するものですが、現行の記載内容を踏襲しておりまして、大幅に変更を行うものではないです。

方針に定める地区等につきましても同様ですので、説明は省略させていただきます。

1号市街地、課題地域、2号地区に係る地区の概念、定める内容です。これも同様ですので、説明は省略させていただきます。

全体位置図をご覧ください。別冊（ ）の末尾にも添付してございます。1号市街地を薄い水色の斜めハッチで表示しておりますが、4ページからの別表1にありますが宝塚市小林周辺の約480haをはじめとして40の市街地で、面積の合計は約1万3,539haでございます。選定の考え方は神戸と同様で、各市街地の再開発の目標等につきましては、4ページからの別表1に記載のとおりでございます。

その中で、2号地区は、赤で塗りつぶしてあります仁川団地地区をはじめとして、21地区で、面積は約453haでございます。各地区の地区整備の主たる目標等につきましては、12ページからの別表2に記載しております。

そのほか、課題地区は概ねの位置を青の塗りつぶしで表示してございます。

次に、2号地区のいくつかについてご説明いたします。

12ページのA-1-1三田駅前地区。地区の附図は18ページにつけてございます。赤の実線で囲んでいる区域ですが、これにつきましては、面積約2.8haで、地区整備の主たる目標は、三田市の中心核として、商業業務機能の強化、充実でございまして、市街地再開発事業の例として紹介するものでございます。

また、16ページのF-3-2仁川団地地区。地区の附図は34ページにつけてございます。面積約10.3ha、地区整備の主たる目標は、住宅団地の再生、都市基盤施設の整備で、大規模な住宅団地の再生の例として紹介するものでございます。

さらに、14ページのD-4-2JR尼崎駅北西地区。地区の附図は27ページにつけてございます。面積約34.5ha、地区整備の主たる目標は、広域的都市拠点の形成及び都市機能の更新集積で、大規模遊休地の土地利用転換の例として紹介するものでございます。

その他の地区につきましては、お配りしております資料のとおりです。

都市再開発方針の説明は以上でございます。

次に、住宅市街地の開発整備の方針についてご説明いたします。これにつきましても、神戸の内容と重複する箇所については、省略させていただきます。議案書は別冊（ ）に、位置図は議案位置図の1ページにつけてご

ざいます。

前面スクリーンをご覧ください。この方針については、神戸同様、新たに策定するものでございます。方針の内容及び定める地区ですが、神戸と同様ですので、説明は省略させていただきます。

全体位置図をご覧ください。別冊（ ）の末尾にも添付しております。重点地区を赤で塗りつぶしてありまして、全体としましては、南芦屋浜地区をはじめとして15地区で、面積は約947haでございます。

3ページからの別表に、各地区の名称や地区の整備開発の目標など、計画の概要を記載してございます。

次に、重点地区をいくつかご説明いたします。3ページのB - 1南芦屋浜地区。地区の附図は6ページにつけてございます。面積約125.6ha、地区整備の主たる目標は、臨海部埋立地において、関連公共施設の整備と併せて海洋性スポーツレクリエーション機能を備えた良好な住宅地の整備で、埋立地における住宅市街地の整備の例として紹介するものでございます。

3ページのC - 3浜甲子園団地地区。地区の附図は9ページにつけてございます。面積約35ha、地区整備の主たる目標は、老朽化した公的住宅を建て替え、良質な都市型住宅の供給と生活拠点となる各種施設の整備で、中高層住宅を中心とした住宅市街地の整備の例として紹介するものでございます。

その他の地区につきましては、お配りしております資料のとおりです。

住宅市街地の開発整備の方針の説明は以上でございます。

続きまして、防災街区整備方針についてご説明いたします。これにつきましても、重複する箇所については省略させていただきます。議案書は別冊（ ）に、位置図は議案位置図の1ページにつけてございます。

前面スクリーンをご覧ください。現行の方針を変更するものですが、現行の記載内容をこれも踏襲してありまして、大幅に変更を行うものではございません。

方針の内容及び定める地区等ですが、神戸と同様ですので、説明は省略させていただきます。地区の概念や定める内容ですが、これも同様ですので、説明は省略させていただきます。

全体位置図をご覧ください。別冊（ ）の末尾にも添付しております。防災再開発促進地区を赤で塗りつぶしてありまして、尼崎市の戸ノ内地区をはじめとして5地区で、面積は約138haでございます。4ページからの別表1に、各地区の名称や地区の再開発、整備等の主たる目標など、計画の概要を記載してございます。

次に、防災再開発促進地区をいくつかご説明いたします。4ページのD - 1戸ノ内地区。地区の附図は6ページにつけてございます。

面積約37.6ha、地区整備の主たる目標は、まちづくり協議会との連携による密集市街地の住環境の整備と防災性の向上、公共施設の整備で、規模の大きな密集市街地の整備の例として紹介するものでございます。

また、4ページのG - 1小花1丁目地区。地区の附図は10ページにつけてございます。面積約3.2ha、地区整備の主たる目標は、老朽木造建築物等の建て替え促進や公共施設の整備でございます。

その他の地区については、お配りしております資料のとおりです。

防災街区整備方針の説明は以上でございます。

なお、以上3つの方針案につきましては、パブリックコメントを行い、素案公表後の昨年11月13日に宝塚市内で説明会・公聴会を開催いたしました。公述申出はございませんでした。また、1月29日から2月12日までの2週間、縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

これで都市再開発方針ほか2方針の説明は終わらせていただきます。

議長 ありがとうございます。第10号議案が阪神間都市計画の都市再開発の方針の変更、第11号議案が住宅市街地の開発整備の方針の決定、第12号議案が防災街区整備方針の変更でございます。一括して事務局から説明がございましたので、ご質問も一括して受けたいと思います。ご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

27番 第10号議案と第11号議案で、芦屋市と川西市に関して、具体的な事業でのみ意見を言わせていただきます。

第10号議案の芦屋市1号市街地B-1の山手地区の再開発です。これは住民合意が不十分でございます。それから、B-2の阪急芦屋川駅周辺地区ですが、高層ビルなどの建設で、本当に芦屋らしさがなくなることにつながるということで賛同できません。

第11号議案の芦屋市の関連ですが、重点地区の整備または開発の計画B-1の南芦屋浜地区です。これは県の企業庁が開発をしているところですが、当初の利用計画から変更されている。例えば、小学校が建設されるという当初案から、これで住宅を建設した人からは約束が違うというような意見も出ております。民間活力の導入ということでの施設の建設というのは、本当に住民合意が必要だと考えます。

川西市ですが、重点地区の整備又は開発の計画のG-2の中央北地区です。皮革工場の移転で、これは費用が240億円。土地区画整理事業で132億円を投入するという計画で、市として財政が本当に大変な状況の中で、無駄な事業ということで反対です。

同じく川西市のG-3のステラヒルズ川西、ニュータウンの開発事業でございますけれども、これまで何度も頓座をしている事業です。土木事業を受け持っておられた新井組が民事再生となって、以後の業者はまだ未定という状況です。下水道工事も中断しております。こういった事業で反対を表明いたします。

議長 ほかにご意見ございましたらお願いします。

ほかにご質問、ご意見がございませんので、それではお諮りいたします。

第10号議案について、原案のとおり可決に賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

議長 ありがとうございます。賛成多数でございますので、第10号議案「阪神間都市計画都市再開発の方針の変更」については、原案のとおり可決いたします。

次に、第11号議案についてでございます。原案のとおり可決に賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

議長 ありがとうございます。賛成多数でございますので、第11号議案「阪神間都市計画住宅市街地の開発整備の方針の決定」については、原案のとおり可決いたします。

第12号議案について、原案のとおり可決してよろしゅうございますか。

（「異議なし」の声あり）

議長 ご異議がないようでございますので、全会一致で、第12号議案「阪神間都市計画防災街区整備方針の変更」については、原案のとおり可決いたしました。

以上で県決定の都市計画案件については採決が終わりました。この結果は、直ちに知事あてに答申することいたします。

本日予定しておりました案件はすべて終了いたしました。どうもありがとうございました。

それではこれをもちまして、平成20年度第4回の審議会を閉会いたします。皆様には始終熱心なご審議を賜りまして本当にありがとうございました。

閉 会 午後4時2分

**平成20年度第4回兵庫県都市計画審議会
出席委員名簿**

日 時：平成21年3月30日 午後2時～午後4時2分
場 所：パレス神戸（神戸市中央区）

区 分	氏 名	職 名	備 考
学識経験のある者 (50音順) (第3条第1項第1号)	近 藤 勝 直	流通科学大学教授	
	多 淵 敏 樹	神戸大学名誉教授	会 長
	西 勝	神戸大学名誉教授	
	原 口 和 夫	財団法人兵庫県園芸・公園協会理事長	
	前 田 雅 子	関西学院大学教授	
	三 輪 康 一	神戸大学准教授	
関係行政機関の職員 (第3条第1項第2号)	齊 藤 昭	農林水産省近畿農政局長	代 理
	平 工 奉 文	経済産業省近畿経済産業局長	代 理
	木 下 誠 也	国土交通省近畿地方整備局長	代 理
	各 務 正 人	国土交通省近畿運輸局長	代 理
	太 田 裕 之	兵庫県警察本部長	代 理
市町の長を代表する者 (第3条第1項第3号)	矢 田 立 郎	神戸市長	代 理
	蓬 萊 務	小野市長（兵庫県市長会）	代 理
	首 藤 正 弘	太子町長（兵庫県町村会）	
県議会の議員 (第3条第1項第4号)	原 亮 介		
	永 田 秀 一		
	北 川 泰 寿		
	井 戸 まさえ		
	竹 内 英 明		
	岸本 かずなお		
	新 町 みちよ		
市町の議会の議長を 代表する者 (第3条第1項第5号)	植 中 進	神戸市会議長	
	田 口 勝 彦	丹波市会議長（兵庫県市議会議長会）	
	杉 原 延 享	播磨町会議長（兵庫県町議会議長会）	